

令和 8 年 6 月 1 日から入院時の食事療養費の負担額が変わります。

入院時の食事代の標準負担額（1 食あたり）

所得区分			標準負担額
現役並み所得者 及び 一般Ⅱ・Ⅰ			550 円（510 円）※注 1
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ（区分Ⅱ） ※注 2	90 日までの入院	270 円（240 円）
		90 日を超える入院 ※注 3	220 円（190 円）
	低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）※注 2		130 円（110 円）

※令和 8 年 5 月 31 日までは（ ）内の金額となります。

※注 1 指定難病の人などは 330 円です。

※注 2、3 低所得者Ⅱ・Ⅰ（区分Ⅱ・Ⅰ）の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付をお住まいの担当窓口で申請してください。（窓口に提示すると食事代の請求額が減額されます。）